

第42回全国中学生人権作文コンテスト山梨県大会実施要領

1 名 称

第42回全国中学生人権作文コンテスト山梨県大会

2 主 催

甲府地方法務局

山梨県人権擁護委員連合会

3 共 催

山梨日日新聞社・山梨放送

4 後 援

山梨県教育委員会

N H K 甲府放送局

株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ

5 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を県民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

6 応募規定

(1) 対象

県内の中学校に在学する生徒（外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒を含む。）及び特別支援学校の中学部に在学する生徒とする。

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、中央大会実施要領の規定に従うものとする。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

ア 学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。

イ 外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

ウ 5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したもののいずれも可とする。

(5) 応募方法

ア 作品の題名、学校名、学年及び氏名（ふりがな付き）は、必ず原稿用紙の欄外に明記する。

（万が一、原稿用紙の欄内に記入しても審査には影響しません。）

イ 各学校は、全応募作品を、応募期限内に担当する人権擁護委員まで提出するものとする。

ウ 入賞作品については、一般に公表することを予定しているため、各学校は、応募者及びその保護者に対して公表されることへの了解を得た上で応募する。

(6) 応募期限

令和5年9月4日（月）

7 審査員

(1) 第一次審査

人権擁護委員

(2) 最終審査

13名（予定）

内訳 法 務 局 1名

人権擁護委員 8名
共催及び後援団体 4名（予定）

8 入賞発表

入賞者については、審査終了後、主催者から学校を通じて連絡を行う。

9 表彰式

入賞者に対しては、令和5年12月10日（日）に表彰式を行うものとし、人権啓発活動にふさわしい方法で実施する。

10 賞の授与等

(1) 甲府地方法務局長賞	1編
(2) 山梨県人権擁護委員連合会長賞	1編
(3) 山梨日日新聞社・山梨放送賞	1編
(4) 山梨県教育委員会教育長賞	1編
(5) NHK甲府放送局長賞	1編
(6) ヴァンフォーレ甲府賞	1編
(7) 優秀賞	若干編
(8) 奨励賞	若干編
(9) その他	

ア 入賞者には、表彰状及び副賞を授与するものとし、また、応募者全員に記念品を贈呈する。

イ 上記(1)ないし(8)のほか、特別に表彰すべき作品がある場合、別途考慮する。

11 中央大会

(1) 中央大会への推薦

第42回全国中学生人権作文コンテスト中央大会（法務省、全国人権擁護委員連合会主催）への推薦は、中央大会実施要領に定められた推薦作品数により、山梨県大会入賞作品の中から推薦作品を決定する。

(2) 感謝状

中央大会への推薦作品の応募者が在学する中学校等及び感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等に対しては、中央大会主催者から感謝状が贈呈される。

12 その他

(1) 本コンテストの実施に際し、作文を書く参考にするため、学校からの要望があれば、人権擁護委員が人権に関する講演等を夏休み前に実施することとする。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 応募作品は、未発表のものに限る。

(4) 応募作品の修正は、応募者本人に限り、行うことができる。

(5) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(6) 入賞作品については、一般に公表することを予定している。

(作文集の発行、報道機関、ホームページへの掲載等)

なお、入賞作品の使用、編集、転載等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(7) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とする。